



平成 28 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ ッ グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 内 川 淳 一 郎
(東証第一部・コード番号 4286)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 平 賀 一 行
(TEL 03-3408-3090)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年3月23日開催予定の第28期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 本社住所を移転することに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都渋谷区から東京都港区に変更するものであります。また、本変更の効力は、本日開催の取締役会において決定した本社移転日である平成28年5月9日をもって生ずるものとし、この旨を明確にするために附則を設けるものであります。
- ② 当社の取締役会は、少人数を維持することで十分な議論と迅速な意思決定を可能としておりますが、今後の当社の業務範囲の拡大と現状の取締役員数7名とを勘案し、現行定款第20条（員数）を「7名以内」を「10名以内」に変更するものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。
これに伴い、責任限定契約を締結する役員の範囲を社外取締役については非業務執行取締役にまで拡大し、また、社外監査役については監査役に拡大することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、それぞれ社外取締役について定めた定款第28条②、社外監査役について定めた第37条②を変更するものであります。なお、第28条②の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年3月23日
定款変更の効力発生日	平成28年3月23日

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都渋谷区</u>に置く。</p> <p>(員数) 第20条 当社は、取締役<u>7名</u>以内を置く。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役責任免除) 第37条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>(員数) 第20条 当社は、取締役<u>10名</u>以内を置く。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役責任免除) 第37条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(附則) <u>第3条(本店の所在地)の変更は、平成28年5月9日をもって効力が生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後に、これを削除する。</u></p>

以上